

平成 30 年 6 月 5 日
沖縄電力株式会社

工事費負担金の誤精算に関する調査結果 および原因と再発防止策について

当社は、経済産業省から平成 30 年 5 月 16 日付で受領した「工事費負担金の誤精算について（報告徴収）」に基づき、平成 20 年度から平成 29 年度の精算状況^{※1}も含め、再調査^{※2}を行った結果、36 件の誤精算（特別高圧 7 件、高低圧 29 件）、過大請求額合計約 1,090 万円、過小請求額合計約 870 万円を確認しております。

※1：高圧・低圧（架空線工事分）の調査対象期間は平成 25 年度から平成 29 年度

※2：前回の調査結果（平成 27 年度から平成 29 年度）については平成 30 年 5 月 14 日お知らせ済み

本日、本事案の事実関係、原因および再発防止策等を同省へ報告いたしましたのでお知らせいたします。

原因については、お客さまに工事費をご負担いただく送配電設備の工事において、撤去工事を伴う場合に、当該残存価額を差し引かず算定したことや、システムへのデータ入力誤りに起因した算定の誤りにより、ご負担いただく額が過大・過小請求となったものです。

該当するお客さまにおかれましては、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、事案の内容を個別に丁寧に説明し、速やかに再精算の手続きを進めてまいります。

なお、今回の調査対象期間以外の期間についても、精算が必要となる事業者の特定に最大限努力してまいります。

当社といたしましては、本事案を重く受け止め、今後、同様なことが起こらないよう、工事費負担金に係る社内規定類の見直し、社員教育の徹底、業務点検の強化等、再発防止策を着実に実施し信頼回復に努めてまいります。

別紙：工事費負担金の誤精算の概要

以 上

工事費負担金の誤精算の概要

平成30年6月5日
沖縄電力株式会社

工事費負担金の誤精算の概要

託送供給等約款等では、工事費負担金を実費で申し受ける工事において撤去工事がある場合は、工事費負担金の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引く旨を規定している。

しかし、この度の調査の結果、過去の工事費負担金の精算において、同約款に定めるとおりの精算が実施されていない事案を確認した。

誤精算の例

【工事費負担金の算定イメージ】

建設工事費	撤去工事費
工事費負担金（正）	①
工事費負担金（誤）	

①：既設保護装置の残存価額

撤去資材の①残存価額を差し引かずに精算を行っていた事案があった。

(保護装置取替工事のイメージ)

当社変電所

既設保護装置
新設保護装置

お客さま (受電設備)

新設保護装置

- ・点線の既設保護装置を撤去し、実線の保護装置を新設。
- ・既設保護装置は再利用可能であったため、①残存価額を工事費負担金から差し引く必要がある。

調査結果およびお客さまへの対応

平成20年度～平成29年度（過去10か年）分の誤精算判明件数

単位：千円（税抜）

負担金 工事件数	誤精算件数		過大請求		過小請求	
	特別高圧	高低圧	件数	金額	件数	金額
6,684	7	29	12	10,903	24	8,699

【調査対象期間】

- ・特別高圧及び高圧・低圧（地中線工事分）平成20年度～平成29年度
- ・高圧・低圧（架空線工事分）平成25年度～平成29年度（ただし、平成20年度～平成24年度においても、引き続き調査を進める）

また、保管年限を超過している過去10か年を超える案件についても、精算が必要となる事業者の特定に最大限努力していく。

お客さまへの対応

今回、精算誤りのあったお客さまにおかれましては、多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫びするとともに、事案の内容を個別に丁寧に説明し、速やかに再精算の手続きを進めてまいります。

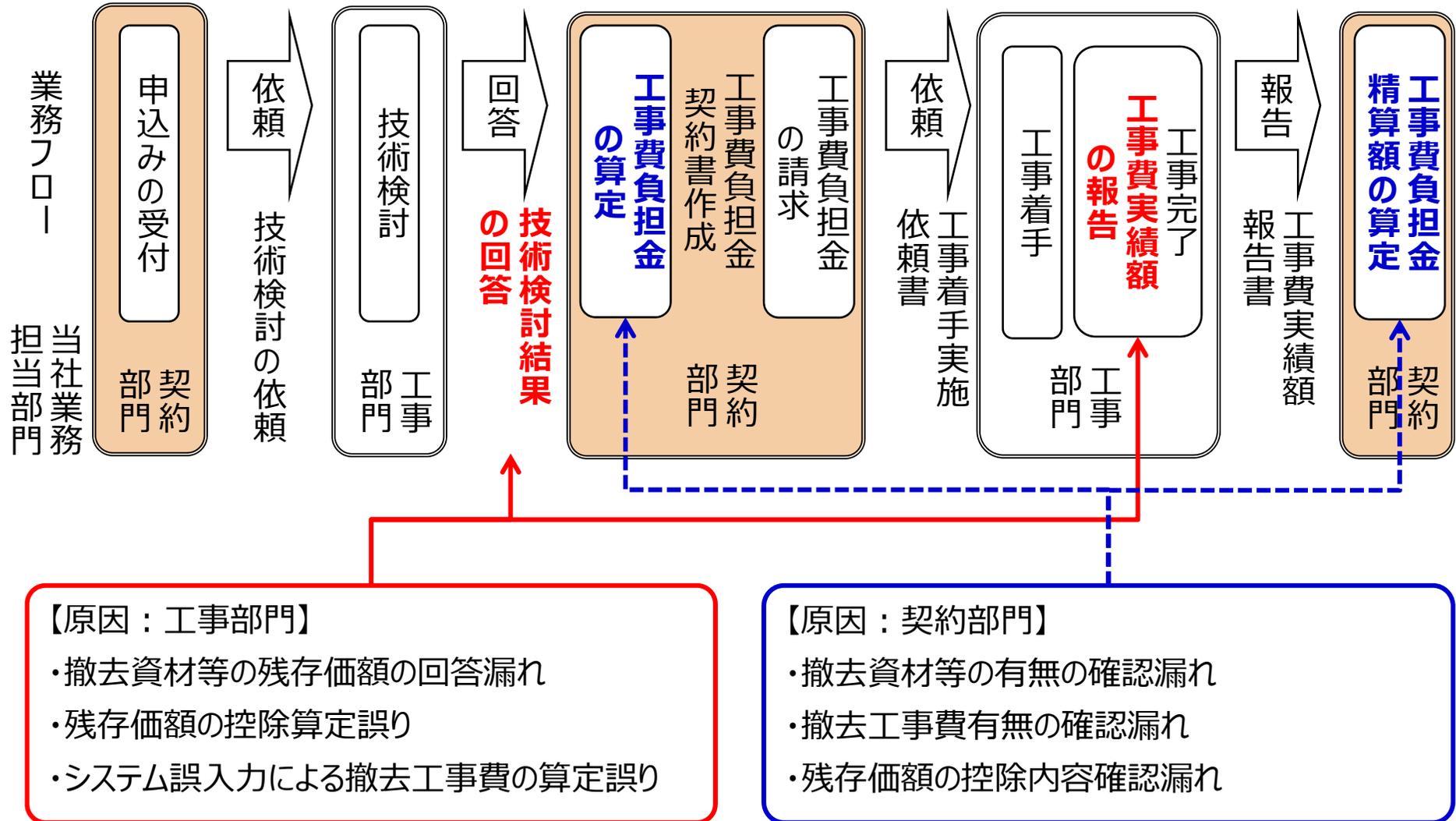
<工事費負担金の誤精算に関するお問い合わせ窓口>

沖縄電力(株) コールセンター（平日 8:30～17:00） TEL：0120-586-601

担当部署：ネットワークサービスセンター

業務フローおよび誤精算の主な発生原因

工事費負担金の請求および精算に係る業務フローおよび誤精算の主な発生原因は以下のとおり。



誤精算の主な原因および再発防止策

誤精算の主な原因

- 工事部門における工事費負担金に係る約款の規定に関する認識が不十分であったこと、契約部門における設備や工事内容に関する知識が不足していたことから、お客さまに回答する工事費負担金において撤去資材等の残存価額を工事費から控除していなかった。
- 工事部門において、工事費負担金算定関連のシステムで誤った項目を選択したため、お客さまに対して工事費負担金を誤って回答した。

再発防止策

- (1) 規定類の制改定
工事費負担金算定が適正に行えるよう、関連する要領・マニュアル・様式等の制改定を行う。
- (2) 社員教育の徹底
見直し後の規定類の社員教育を定期的の実施し、工事費負担金算定業務の理解度向上を図る。
- (3) 規定類の定期点検の実施
規定類の有効性の維持を図ることを目的に、法令等と規定類の整合性について定期的な点検する。
- (4) 業務点検の実施
工事費負担金算定業務の一連のプロセスが適切に処理されているかをチェックする。
- (5) システムの改修
誤入力への再発防止策を実施する（平成30年5月に対応済み）。